

## 謝金・特別手当・旅費 別表

令和 7 年 11 月 1 日より執行

経費項目	内容	限度額	備考
謝金	講師	50,000 円まで/1 日/1 人	高度の知識又は経験を有する者
	専門家 指導者など	20,000 円まで/1 日/1 人 その他、時間に応じて支払う	上記以外
	看護師	20,000 円まで/1 日/1 人	
	パート アルバイト 臨時職員	時給 1,060 円～1,100 円	五ヶ瀬町役場の臨時雇用手当を目安にする。
特別手当	公共交通機関	実費	特別料金は対象外
	自家用自動車	1 台 1Km あたり 30 円まで	宮崎県の規定では 37 円
旅費	宿泊費	15,000 円まで/1 泊/1 人	宿泊施設の領収書にて清算

※宮崎県の最低賃金改正に伴い改正

### 支払い方法について

- 謝金、特別手当、旅費については、活動ごとに、または、毎月末締めとし、翌月 5 日までに出勤簿を提出、10 日までに支払う。

特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校

理事長 杉田 英治